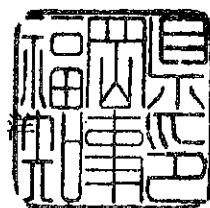


岩石採取計画認可書

糸島市志摩桜井155番地
木原碎石工業株式会社
代表取締役 鬼木満人

平成24年3月30日

福岡県知事 小川



| | |
|---|---|
| 採取場 | 木原碎石工業株式会社 |
| 同上所在地 | 福岡市西区大字草場字間岳591番 外60筆 糸島市志摩桜井字杉山160番1 外50筆 |
| 認可の期限 | 平成24年4月11日 ~ 平成31年4月10日 |
| 注意事項 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 岩石の採取は、申請書及び採取計画図の内容に従って行うこと。 2. 採石法第33条の15の規定による標識を掲げること。 3. 採石法第34条の2の規定による帳簿を備えること。 4. 認可の際に付された指示事項については、遅滞なく処理し、処理後は速やかに完成後の写真及び図面を添付して報告すること。 5. 関係法令を遵守すること。 6. 採取場から搬出する際は、公道での一般車両の通行には十分注意し、車輛の積載物を道路上に落下させないこと。また、道路を汚損した場合は、速やかに清掃及び補修を行い現状回復を図り、粉塵防止のための散水等を定期的に行うこと。 7. 飛石、落石、法面崩壊のないようにすること。 8. 粉塵、騒音、振動を出来るだけ少なくすること。 9. 採取範囲を明示する杭を設置し、区域外採取することのないように注意すること。 10. 採掘に先立ち表土の剥ぎ取りを先行させ、登坂道路を整備し頂部からのベンチカット工法で施工すること。 11. 採取と並行して災害防止の面から、場内発生水は確実にその沈殿池（調整池）に流れ込むように場内を十分整備し浚渫等の維持管理を行い、場内からの土砂等が隣接の公道、下流の河川等へ流れ込まないように流出防止を講ずること。また、定期的に場内や周辺を巡回し災害防止に努めること。 12. 最終残壁形成後は、跡地利用整備計画に基づき順次緑化を行い、景観の修復を図ること。 13. 地域住民に被害を及ぼさないよう注意すること。 14. 地元区と締結している「碎石場跡地の埋め戻しに関する承諾書」の内容を遵守すること。 15. 採取に伴い場内及び周辺で生じた苦情、紛争等は責任をもって対応し処理すること。 | |

備考

1. 採取計画を変更するときは、50日前までに変更認可申請書を提出すること。
 2. 認可期間終了後も岩石の採取をしようとするときは、認可期間終了前60日までに法第33条による採取計画の認可申請書を提出すること。
- (注) この行政処分不服がある者は、処分を知った日の翌日から60日以内に公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。